

後期高齢者医療被保険者証の更新と自己負担割合の判定

担当 医療課
☎046(252)7213
FAX046(252)7043

被保険者証の更新

75歳以上の方(生活保護受給者を除く)、後期高齢者医療広域連合から認定を受ける一定の障がいがある65歳~74歳の方は、後期高齢者医療制度の被保険者です。後期高齢者医療被保険者証(以下、被保険者証)は、8月1日(月)に更新となります。自己負担割合を判定します。

現在の被保険者証(水色)の有効期限は、7月31日(日)までです。新しい被保険者証(桃色)は、7月中旬に簡易書留で郵送します。有効期限が切れた被保険者証は、市役所1階医療課または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。

自己負担割合の判定

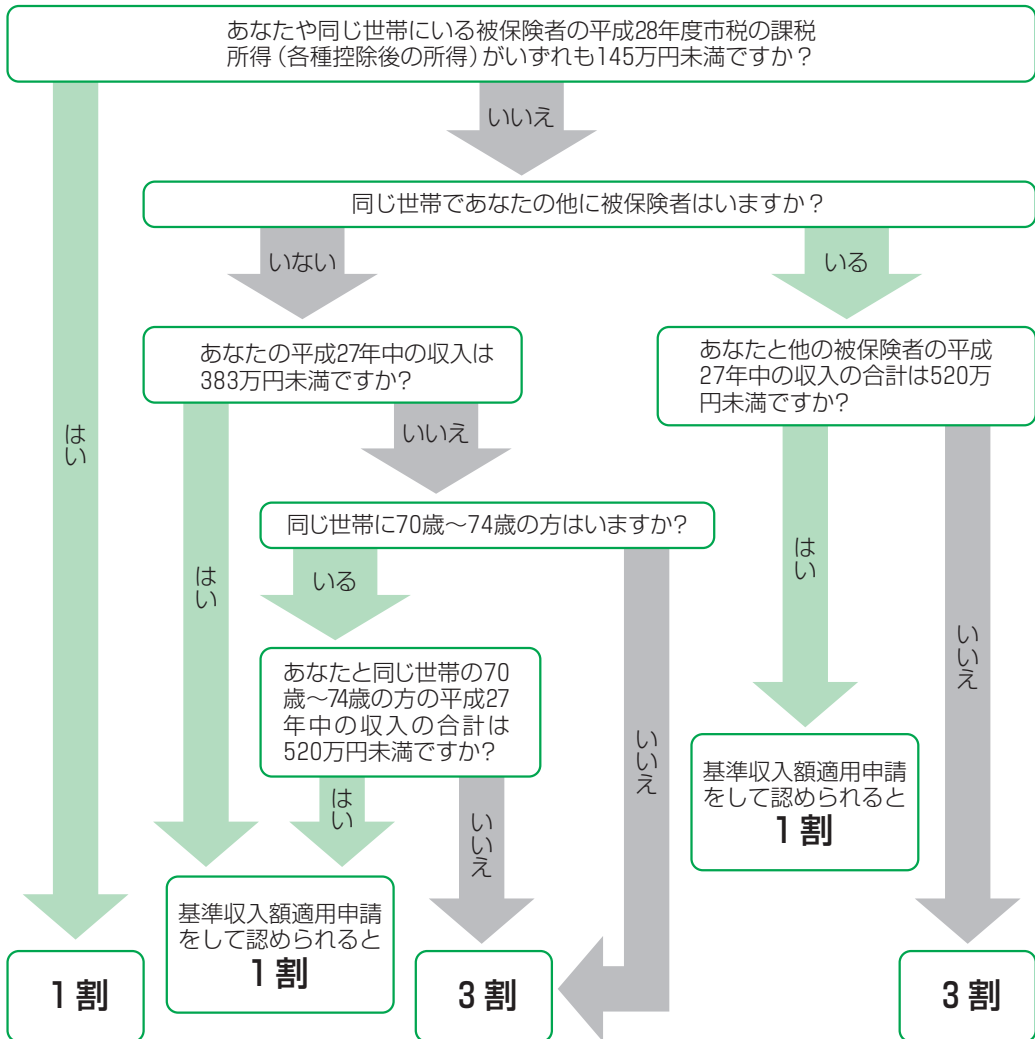
病院を受診した際に負担する「自己負担割合」は、毎年8月1日を基準日として、前年の所得を基に判定します。

問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合
コールセンター
☎0570(00)1120
県後期高齢者医療広域連合事務局
☎045(440)6700

せく(ださい)。申請書を出しなないと負担割合は変更されません。また、世帯における被保険者の構成や市税の課税所得の変更時にも再判定を行います。

自己負担割合



収入とは

上図の収入とは、所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額などを除く)で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です(所得金額ではありません)。収支上の損益にかかわらず、確定申告したものは全て上図の収入に含みます。土地、建物、上場株式などの譲渡損失を損益通算または繰越控除するために確定申告した場合の売却収入なども含みます。

国民健康保険高齢受給者証の更新

担当 国保年金課
☎046(252)7003
FAX046(252)7043

70歳~74歳の国民健康保険加入者(後期高齢者医療制度対象者を除く)に交付している国民健康保険高齢受給者証(以下、高齢受給者証)の有効期限は7月31日(日)です。新しい高齢受給者証は、7月下旬に世帯主宛てに送付します。8月1日(月)以降に医療機関で受診するときは、国民健康保険被保険者証と新しい高齢受給者証の両方を窓口提示してください。有効期限が切れた高齢受給者証は、市役所1階国保年金課または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。

新しい高齢受給者証は、新しい高齢受給者証の両方を窓口提示してください。有効期限が切れた高齢受給者証は、市役所1階国保年金課または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。



国民健康保険特定疾病療養受療証の更新

担当 国保年金課
☎046(252)7672
FAX046(252)7043

慢性腎不全の認定を受け人工透析の治療を受ける70歳未満の方へ「国民健康保険特定疾病療養受療証(以下、療養受療証)を交付しています。療養受療証は、毎年8月に自己負担限度額の再判定

国民健康保険限度額適用認定証などの有効期限

担当 国保年金課
☎046(252)7672
FAX046(252)7043

入院や高額な外来診療が決定したときに提示すると1カ月の保険診療費が自己負担限度額までとなる「国民健康保険限度額適用認定証」(以下、認定証)の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)以降に認定証の交付を希望する方は、改めて申請が必要となります(入院などの予定がない方は必要が生じた場合に申請)。有効期限が切れた認定証は、市役所1階国保年金課または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。

国民健康保険に関する電話案内サービス

担当 国保年金課
☎046(252)7003
FAX046(252)7043

7月19日(火)から国民健康保険に関するお知らせや保険税の納付確認などを自動音声によって行う電話案内サービスを開始します。自動音声による電話で質問し、回答をお願いします。お問い合わせは、担当へお問い合わせください。

